

## 相続税のスケジュール

### 3か月、4か月、10か月

- 1** 所得税に確定申告があるように、相続税にも確定申告があります。相続税の確定申告の期限は、死亡した日の翌日から起算して10か月です
- 2** 所得税の申告も必要です。所得を得た人が亡くなった後に行う確定申告で、準確定申告といいます。準確定申告の期限は、死亡した日の翌日から4か月です
- 3** 税金ではありませんが、相続の放棄や限定承認にも期限があります。こちらは3か月です。相続に関するイベントのタイミングは、3、4、10か月と覚えましょう

#### 相続税の確定申告

所得税と同じように、相続税にも確定申告の期限があります。所得税は毎年のことなので、慣れている人も多いのですが、相続税の確定申告になれているという人は、あまりいません。

にもかかわらず、相続税の税金の計算は複雑です。もう少し詳しく説明すれば、税金の計算も複雑なのですが、相続財産に関する情報を収集することも大変なのです。そして、相続税の確定申告の期限は10か月です。10か月は思っている以上に短いものです。

#### 所得税の準確定申告ほか

亡くなった方(被相続人)に一定以上の所得があった場合には、通常と同じように所得税を申告する必要があります。これを準確定申告といいます。準確定申告の期限は死亡した日から4か月です。

一方、相続の放棄や限定承認(相続財産の範囲で借金等を引き受けること)の手続きの期限は、相続の日から3か月です。限定承認となると、相続人全員がそろって限定承認を行うことになるので、亡くなった時から資産と負債を必死で洗い出して、ようやく間に合うという感覚だと思います。3か月は。

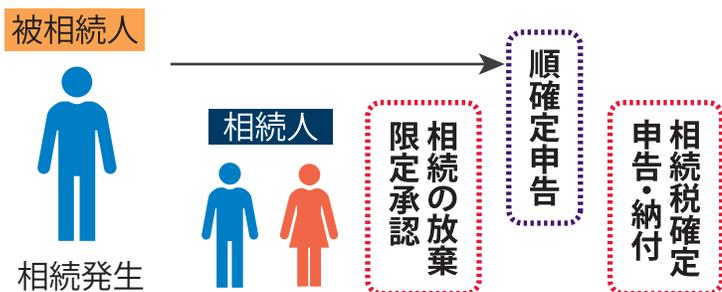


#### 悲しむための時間

本来であれば人が亡くなって、相続人(=身内)には悲しむための時間が必要なのだと思いますが、相続税のスケジュールはそれを許してくれないのが現実です。

可能であれば、事前に、相続税がかかりそうなケースなのか調べておくことができれば、いざというときに、かなり余裕をもって行動することができます。

#### 相続税のスケジュール



ライフプランに関する相談はお気軽に

**Barms**  
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)  
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301  
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268  
mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp